

住民異動届審査に伴う届出人等の確認に係る事務処理要綱

平成15年10月1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、住民異動届の受理に当たり、届出人（代理人による届出における当該代理人を含む。以下同じ。）に対し、本人確認をすることにより、偽りその他不正な手段による住民異動届が提出されることを防止し、市民の個人情報を保護するとともに、住民基本台帳の正確性を確保することを目的とする。

(対象となる届出の範囲)

第2条 届出人の本人確認を行う住民異動届は、転入届、転居届、転出届、世帯変更届とする。

2 前項に掲げる届出のほか、特に市長が必要と認める届出については、届出人の本人確認を行うことができるものとする。

(本人確認の方法)

第3条 本人確認は届出人等の氏名の記載されている書類等によって行うものとする。

2 前項の氏名の記載されている書類等とは、個人番号カード、運転免許証、パスポート、健康保険証、クレジットカード、預金通帳等をいう。

3 前項の書類による本人確認ができない場合は、口頭での質問により届出人等の本人確認を行うことができるものとする。

4 前項の規定による口頭での質問は、受付審査票等によって行うものとする。

5 本人確認に係る結果については、当該住民異動届書に記録するものとする。

(本人確認の成否)

第4条 前条による届出人の本人確認の成否に関わらず、届出については形式的審査を行った後、これを受理する。

(実質的審査)

第5条 受理した届出のうち、届出人の本人確認ができなかった届出及び疑義が生じた届出については、実質的審査を行わなければならない。

(不正が明らかになった場合)

第6条 前条の審査により不正等が明らかになった場合は、速やかに是正の事務処理を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 1月1日から施行する。